

議案参考資料

[令和元年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

税務課 市民税担当

議案名

議案第28号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の寄附金税額控除について、ふるさと納税(特例控除)の対象となる要件を改めようとするものです。

概要

個人市民税の寄附金税額控除におけるふるさと納税(特例控除)の対象を、総務大臣の指定する地方団体への寄附金(特例控除対象寄附金)とします。

※ 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準のいずれにも適合する地方団体を、ふるさと納税(特例控除)の対象として指定します。

① 寄附金の募集を適正に実施する地方団体

② 返礼品を送付する場合には、次のいずれも満たす地方団体

- ・ 返礼品の返礼割合を寄附金額の3割以下とすること
- ・ 返礼品を地場産品とすること

※ 指定対象外の団体に対して、令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税(特例控除)の対象外となります。

(施行期日：令和元年6月1日)

背景・経過

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)が平成31年3月29日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。

ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、特例控除の対象外にすることができるよう制度の見直しが行われました。